

おちおち 52,8 No.248

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課(02585) 2-2151

とらお第二四八号昭和五十二年八月十日発行
毎月十日一回発行(定価 一部 八円)
昭和三十三年二月二十日第三種郵便物認可



栃尾東小学校 特設野球クラブ員のお父さん
お母さんで作っている後援会と野球クラブの
親子野球大会が7月17日行われました。
結果は、お父さんたちの奮闘もむなしく若獅子Aチーム(特設野球クラブの名称)に凱歌。
「子供に花をもたせたんだ」
「老いては子に従えというから」
試合終了後、口だけは余裕があっても、体の方はダウン寸前、やっぱり鍛えが違います。

わがまちが ちがうんです



~~~~~お も な 内 容~~~~~

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 新しい村づくり、人づくり       |          |
| 地域農政特別対策事業スタート     | 2.3.4. 5 |
| 「栃尾市史上巻」           |          |
| お読みいただきましたか        | 5        |
| ご存知ですか! 建設業退職金共済制度 | 6        |
| 特別児童扶養手当のお知らせ      | 7        |
| グループ紹介             | 8        |
| こんにちは勤労青少年ホーム館長です  | 8        |
| とちおと人物(物語)         | 9        |
| 公民館のページ            | 10       |

### 第2回 市内文化財めぐり 参加者募集

ふだん、文化財に親しむ機会の少ない市民のみ  
なさんから、市内の文化財を知っていただくこと  
と第2回市内文化財めぐりを実施いたします。  
多数のご参加をお待ちいたします。

日時 8月31日(水) 雨天決行  
午前9時~午後4時30分  
集合 市役所前 午前8時50分集合  
見学先 瑞麟寺跡(宮沢)~榎・くわの木(大川  
戸)~機神様・妙楽院石仏(栃堀)~  
道祖神(下米伝)~しだれ桜(栗山沢)  
~正覚庵跡(吹谷)~秋葉神社奥の院・  
秋葉神社算額 解散  
参加費 1,000円(昼食代金含)  
申し込み 8月24日(水)までに公民館内社会教育課  
へ参加費を添えて。  
定員 先着25名で締め切ります。  
その他 見学先で、徒歩の区間が約2.5kmありま  
すので、服装やはき物など配慮ください。

### ご参加ください 市民スケッチ旅行 〔新潟港外国船埠頭〕

栃尾市文化協会では、次のような要項で市民ス  
ケッチ旅行を実施いたします。  
みなさま、どうぞご参加ください。

とき 9月11日(日) 雨天決行  
ところ 新潟港外国船埠頭  
対象 中学生以上の栃尾市民  
講師 田代修一氏(長岡市・昨年度の栃尾市展  
洋画部門審査委員)  
日程 午前8時バスで出発。帰郷は午後5時半。  
もち物 昼食 スケッチ用具  
参加費 1,500円(交通費等)  
定員 先着50名で締め切ります。  
申し込み 9月5日までに、本町・田中文具店へ  
参加費を添えて申し込む。

問合せ 不明の点は市公民館に照会ください。  
●後援 栃尾市教育委員会  
●主管 一洋会



### 活用ください 栃尾市体育指導委員

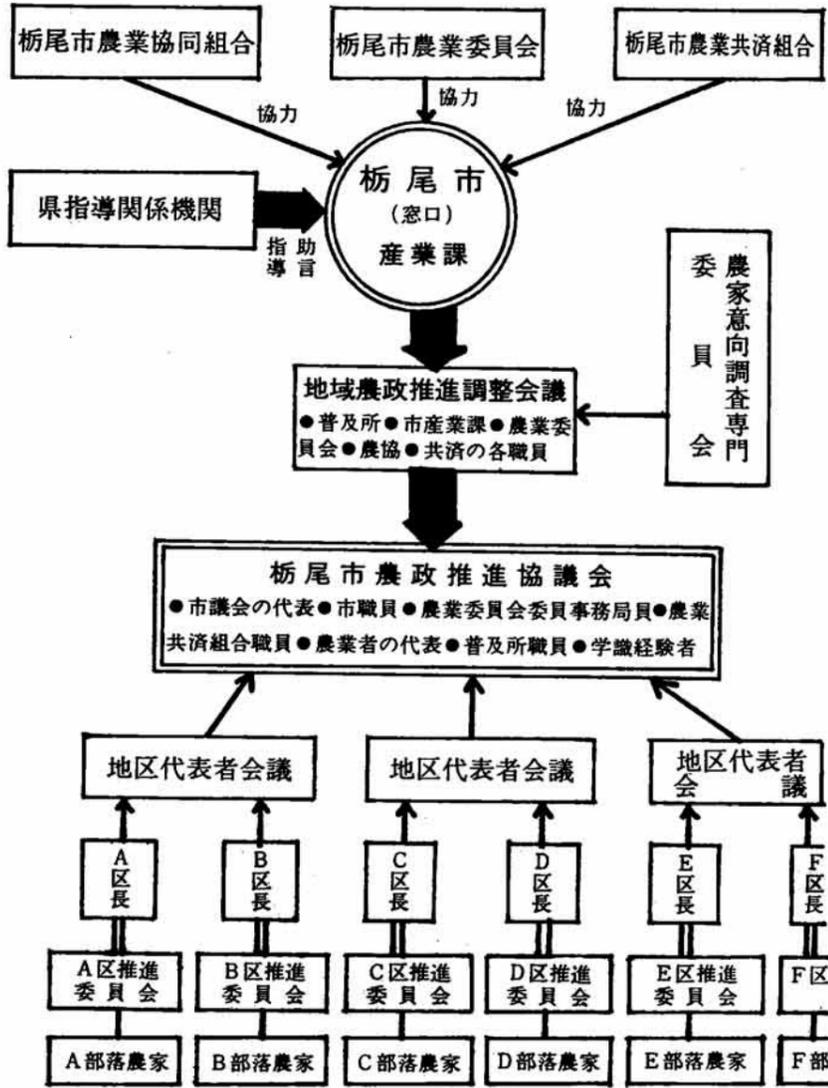
子どもからお年よりまで、市民の  
みなさんだれからでもスポーツを楽  
しんでいただくこと、市には体育指  
導委員がおかれています。  
各種スポーツ種目から、十二名が  
委任されていて、みなさまの求めに  
応じて、スポーツの実技、指導を行  
ったり、スポーツ組織の育成を図つ  
たりしています。  
地域のスポーツ活動などに、どう  
ぞ、この体育指導委員を「活用」さ  
さい。

市町村には、どこでも体育  
指導委員(非常勤公務員)と  
いう制度があります。  
この委員は、全国でざつと  
四万人、栃尾市では各スポ  
ーツ種目の中から考慮され、十  
三名の指導委員が委任されて  
います。  
体育指導委員の活動内容は  
住民のスポーツ振興に関して  
のことで次のような事です。  
○住民の求めに応じて、スポ  
ーツの実技、指導を行う。  
○住民のスポーツ活動促進の  
ため、組織の育成を図る。  
○学校、公民館等の行うスポ  
ーツ行事などに協力する。  
○スポーツ団体などが行う事  
業に関し、求めに応じ協力。  
○住民一般に対し、スポーツ  
に対する理解を深める。

○住民のスポーツ振興につ  
いて指導や助言を行う。  
「お役にたちます」  
栃尾市体育指導委員のま  
め役をやっていたらだいたい  
桐生博さんは、みなさんのお  
役にたきたいと次のように語  
っています。  
「みんながスポーツを楽しめ  
る施設が少ない。だからとい  
って、身体を動かさないと  
ると、運動不足を生じ、健康  
問題などに悩まされること  
になります。日頃、運動不足  
になりがちな人たちのために、  
少しでも役立ちたいと思っ  
ています」

この体育指導委員の仕事は  
先に述べたように、試合に出  
て勝つための、チャンピオン  
スポーツだけでなく、だれで  
もが参加でき、体を動かし、  
スポーツを楽しんでいただ  
けようお手伝いすることです。  
指導委員は、いろいろなス  
ポーツ種目のベテランの人  
たちで構成されています。ど  
うぞ、みなさんの地域などで、  
指導者がいないなど、必要が  
ありましたら、ぜひぜひ活  
用ください。  
なお窓口は市公民館内(二  
局二〇二〇番)です。  
●栃尾市体育指導委員名簿  
岩本 祐大 桐生 博  
古田 信賢 今井 惣一  
中西 義夫 関本 哲秀  
青柳 良一 松生 貞雄  
原 恒夫 多田 昭一  
多田 義雄 長野 郁子  
松井 作雄

### 地域農政総合推進事業の推進体制図



# 新しい

## 地域農政特別対策事業

者等をもって構成する。  
地域農政推進調整会議の設置  
ア栃尾市農政推進協議会の事務局の性格の位置づけのもとに、特別対策事業の円滑な推進を図るため、地域農政推進調整会議を設置する。  
イ地域農政推進調整会議は、市産業課職員、県長岡農業改良普及所職員、農業者代表、農協職員、農業協同組合事務局職員、農業協同組合

合職員、農業共済組合職員等をもって構成する。  
地区代表者会議の設置  
ア特別対策事業の円滑な推進を図るため、必要により各谷(栃尾、塩谷、東谷、西谷の四地区)又は、旧町村単位(九地区)に地区代表者会議を設置する。  
イ地区代表者会議は、区長、農家長をもって構成し、そ

の地区特有の諸問題について協議する。  
部落推進委員及び区推進委員の設置  
ア市内農村部落に推進委員一名をおく。  
イ推進委員は区長を兼ね、ウ推進委員を中心として設置される区推進委員会が、自主的に部落検討会、土地利用調整協議会等を運営する。

# 村づくり・人づくり

- ◆みんなで話し合って新しい村づくりの方向づけをする事業
- ◆農業の振興と経営規模の拡大のために土地を活かしていく事業
- ◆農業を担っていく人達の相互交流をはかり組織化を進める事業

## 農業関係機関の役割分担

栃尾市(産業課)  
事業主体及び事務局として事業の推進にあたるほか、関係機関の連絡調整を担当する。  
栃尾市農業委員会  
市と一体となって事業の推進にあたるほか、特に農用地管理事業の推進役となる。  
長岡農業改良普及所  
市と一体となって事業の推進にあたるほか、特に事務局等に対し、推進に必要な指導助言または資料等の提供に努める。  
栃尾市農業協同組合  
市と一体となって事業の推

## 推進活動の推進体制

地域農政推進協議会の設置  
ア特別対策事業の円滑な実施及び総合推進方策の樹立等

について協議するため、栃尾市農政推進協議会を設置する。

イ栃尾市農政推進協議会は、市議会の代表、市職員、農業委員会委員の代表、事務局職員、農業共済組合職員、農業者の代表、県長岡農業改良普及所職員及び学識経験

農林省では、本年度から地域農政特別対策事業という補助事業を実施します。  
栃尾市においても、この事業に積極的に取り組むため、当面、次に掲げることがらを中心に取組みます。  
地域農政特別対策事業というものは、従来、全国一律に考えられ、多分に押しつけの強かった農政をあらためて見直し、過去の反省にたつて個々の農家、農民の

話し合いを通じた下からの盛りあがりや基盤にして、その結論に行政が積極的に援助して行くという事業とすることが出来ます。  
この事業が、「新しい村づくり運動」といわれる最大の理由が、ここにあります。  
そこで、この事業のねらいや事業が必要と考えられた背景、事業の進め方などについてお知らせします。

## 事業に対する基本的な考え方

地域農政特別対策事業は、多分に押しつけの強かった補助農政の転換を図り、農業者自らの意思にもとづく農政を行うことを最大のねらいとしています。  
市は、この基本的な考えに立って、市総合計画、栃尾農業振興地域整備計画を基本としながら、部落または地域の

自主的な話し合いと積極的な事業実施の意欲の盛りあがりを目指し、それぞれの地域の実情に即した整備事業を行いたいと考えています。  
したがって、整備事業の着手は、部落または地域が、自主的に本事業実施の気運にまよとまるのを待って行いたいとしています。

## その背景とねらい

現在、わが国の農業がかかえている問題は、いくつかがあります。  
この問題は、戦後三十数年の間に、急速な発展をつづける工業の谷間のなかで右に左に揺れ続けた農政の結果積み重ねられてきたもので、決して一朝一夕では解決できない根の深さをもっています。

国の最も基本的な産業である「農業」を守り育てるためには、その問題の掘り下げを行い、農業者を含めた地域すべての皆さんが、農業や農村について、いま一度考えてみる必要があるとさだまっています。

いくつかがある問題のなかでとりわけ指摘されるのが、第一に農業労働力の問題、第二に農村の都市化に伴ういろいろな問題、第三には農地の低い地価の上昇、第四に地力の低下、そして、第五には農村の混住社会化に伴う公害の問題です。

農村の労働力のなかで、働き盛りの青壮年が大量に都市(他産業部門)へ吸収されたことで、農業労働力が高齢化、

農村の都市化に伴ういろいろな問題  
農村が都市化したことよって、都市労働者との混住化が進み、ムラや集落の機能が十分果せなくなり、一部には専業農家の孤立化さへ指摘される実情にあります。

農地が都市化の上昇  
農地に対する農業以外の部門からの需要が増え、農地の低い地価の上昇をまねき兼業化が進むことにより農地をもて余す兼業農家がみられ農地が資産として保有される傾向が強まって、農業目的での流動化は停滞しています。

一方、経営規模の拡大を望む農家にとっては、農地を購入しなくては農業収入に見合う価格での購入はむずかしいという状況のなかで、農地が有効に利用されないまま放置されているという現実も無視できません。

地力の低下  
専作化と労働力不足の結果、化学肥料の片寄った使用による地力の低下は、すでに何年

来指摘されているところです。  
農村の混住社会化に伴う公害の問題  
農村の混住社会化は新たな問題を生み出しました。進出してきた工場や住宅による農業用水の汚濁、そして一方、畜産農家等の排せつ物や悪臭等は、周辺住宅から苦情を受けるというように相互に公害の意識が強まり、ますます深刻さを増しています。

このような問題の解決は、一部の人の努力だけで解決できる問題ではありません。  
地域農政特別対策事業では、その地域で直面している問題を洗い出し、課題解決への方途を集落段階から積み上げて、総合推進方策というものにまとめ、さらに必要な場合には小規模な土地基盤の整備や機械施設の導入等を行うことが出来るようにしようというものです。

## 地域農政総合推進事業と農用地管理事業

それでは、具体的にどんな内容で行うのかということですが、一つは地域農政総合推進事業であり、他は農用地管理事業です。  
地域農政総合推進事業は、集落内のすべての農業者、できれば非農家も含めての話し合いのなかから、農業者自身の創意と工夫によって地域農業の拡大を図るための方策を見出し、それらを積み上げて市が総合推進方策としてまとめ、あわせて意欲的に農業に取り組みとうとう者の育成確保を図ろうとする事業です。

この総合推進方策では、地

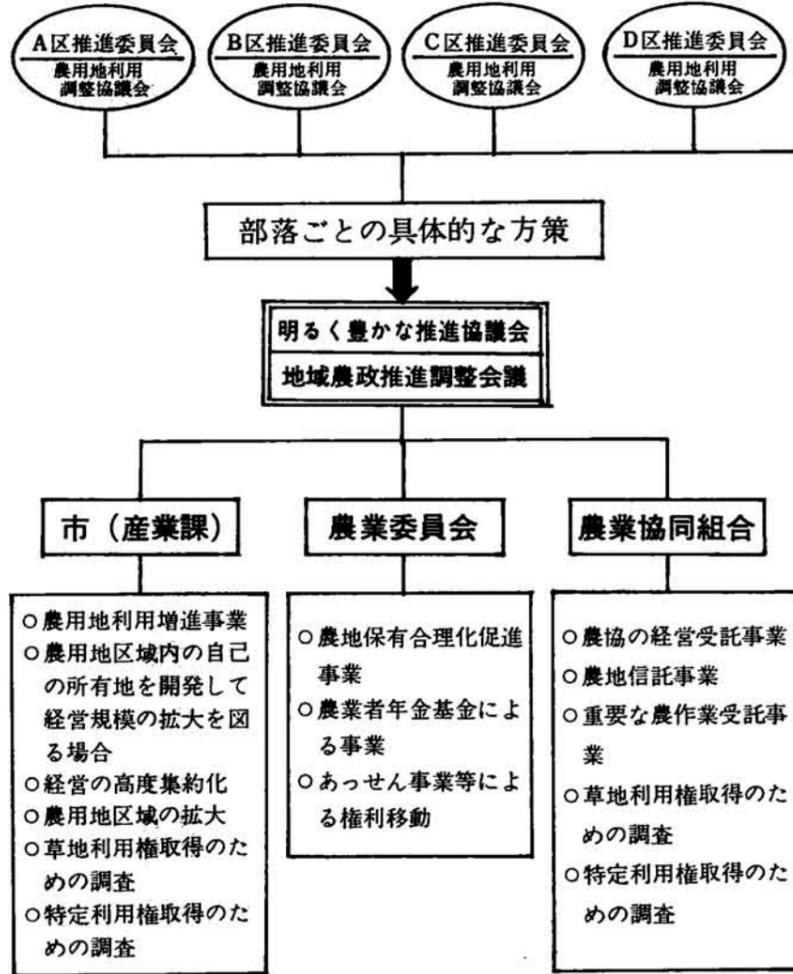
域の自主性を尊重するということから、その作成の方法や様式、内容に関してなるべく規制をしないこととされています。これは、集落ごとの話し合いにおいては、地域の実情に応じて当面の重要課題、例えば、営農に関する志向、土地利用の方向、担い手の育成さらには、農業公害問題、あるいは補助・融資事業の導入といった事項を、自主的に取り上げて検討されることを期待されているからです。

農用地の有効利用を図るための方法としては、昭和五十年に制度化された農用地利

(四ページへ)

## 推進活動

### 農用地管理事業の推進体制図



### 5 特認事業

#### 4 小作料一括前払助成事業

規模拡大農家が、農用地利用増進事業等によって農用地を借り受け小作料を一括して前払いをするのに必要な資金を借りた場合に、その利子相当額が助成されます。



お申し込みをいただいた「栃尾市史上巻」は、過日区長さんを通じて配本いたしましたがお読みいただきましたでしょうか。

装い、製本、記述の内容などいかがでしたでしょうか。

栃尾市史は、市がさる昭和四十三年編集に着手以来、市内はもちろん、市外、県外の本市とゆかりのある多くのかたがたのご協力をいただき、八年の歳月をかけて発刊にこぎつけたもので、いささか内容がごいさかです。

お申し込みをいただいた「栃尾市史上巻」は、過日区長さんを通じて配本いたしましたがお読みいただきましたでしょうか。

装い、製本、記述の内容などいかがでしたでしょうか。

栃尾市史は、市がさる昭和四十三年編集に着手以来、市内はもちろん、市外、県外の本市とゆかりのある多くのかたがたのご協力をいただき、八年の歳月をかけて発刊にこぎつけたもので、いささか内容がごいさかです。

「栃尾市史上巻」  
お読みいただきましたか  
お寄せください 感想

内容は自信をもってあります。今後、別巻、下巻と引きつづき発刊の計画で、鋭意作業を進めておりますが、その際の参考にするため、上巻の感想、ご意見、誤りなどをお寄せください。

なお、上巻に多少のゆとりがございますので、一冊三千円でお頒けいたします。ご希望のかたは、市史編集室か総務課にお申し出ください。

栃尾市史編集委員会委員長  
栃尾市長 渡辺芳夫

### 3 営農集団活動促進事業

規模拡大農家等が参加する技術研修会・技術交換会・農業経営改善体験発表会・農産物共進会・農産物展示即売会の開催、先進地視察などに助成されます。



### 推進活動事業計画

#### 第一年次(昭和五十二年)

- ア 事業費は、百五十万円とする。
- イ 推進調整会議を四回ないし五回開催する。
- ウ 推進協議会を二回開催する。
- エ 地区代表者会議(説明会)を開催する。
- オ 本事業の周知徹底(広報紙、リーフレット)、農家意向(アンケート)調査の実施・集計・結果表の作成を行う。
- キ 担い手農家座談会を一回開催する。
- ク 農業生産組織育成会議を二回開催する。

以下、第二年次(昭和五十三年)、第三年次(昭和五十四年)分については、最終的な決定ではなく、第一年次(昭和五十二年)の事業の進捗に合せて再検討されますが、おおむね、次のような事業を予定しています。

#### 第二年次(昭和五十三年)

- ア 事業費は、約七十万円とする。
- イ 推進調整会議を四回ないし五回開催する。
- ウ 推進協議会を二回開催する。
- エ 重点推進地区を二ないし三地区設定する。
- オ 農用地利用増進計画の草案を作成する。
- カ 草地利用権、特定利用権の現地調査を行う。
- キ 担い手集団の育成会議・研修会を開催する。
- ク 重点推進地区部落別検討会を開催する。
- ケ 地域農政総合推進方策の草案を検討する。

#### 第三年次(昭和五十四年)

- ア 事業費は、約五十万円とする。
- イ 推進調整会議を四回ないし五回開催する。
- ウ 推進協議会を二回ないし三回開催する。

エ 重点推進地区を一地区設定する。

オ 整備事業の着工準備。

カ 地域農政総合推進方策を樹立する。

キ 農用地利用増進計画を作成する。

このように二か年の計画で推進活動を展開して、集落ごとの話し合いを進め、その結果、下記の一から五までの整備事業実施の気運がまとまった場合、一地区あたり八千万円(二分の一を国が補助)の事業費で整備を進めることとなります。

### 2 機械施設整備事業

#### 1 共同利用機械施設導入事業

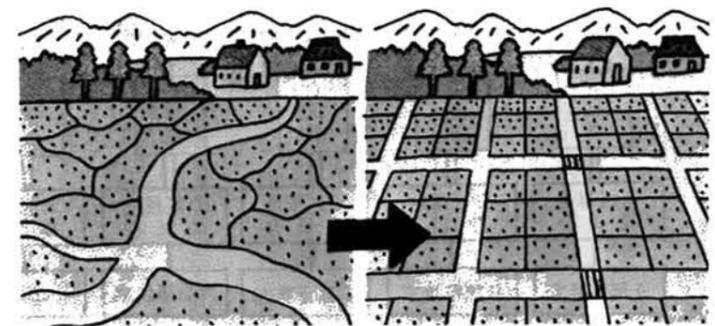
トラクター及び附属作業機、自走式作業機、施肥播種用・防除用・収穫用・運搬用・かんがい排水用の動力機械及び施設、格納施設、集荷、貯蔵施設、処理加工施設、たい肥製造施設、修理工具及び附帯施設などに助成されます。

#### 2 個別利用機械施設整備助成事業



### 1 小規模土地基盤整備事業

起土、深耕、整地、障害物除去、土壌改良資材の投入、客土、区画整理、農地開発、草地開発、かんがい排水、暗きょ排水、農道整備などに助成されます



### 整備事業

#### 小規模土地基盤の整備 — 機械施設の導入 — 営農集団活動の促進

推進活動による地域ごとの話し合いのなかで、その地域がどのような土地基盤の整備や機械施設の導入を必要としているかが当然検討されるでしょうし、明らかになります。

そのなかで、農用地管理事業を通じて農用地の集積を行い、経営規模の拡大を図っている担い手の育成や農用地地域の拡大を進めるために地域農政特別対策の整備事業として実施することがとくに必要な地域において、小規模な土地基盤の整備や機械施設の導入、あるいは営農集団活動

の促進等を総合的助成方式(いわゆるメニュー方式)によって実施するものです。

ですから、推進活動を実施すれば必ず整備事業を実施しなければならぬというものはなく、推進活動だけで十分目的を達成できる場合もあるわけです。

整備事業が効果的に進められるためには、ある程度農用地管理事業が実績をあげていることが必要です。土地改良事業や構造改善事業等の導入もあわせて検討することが望まれます。

用増進事業を中心にして、その他に草地利用権の設定、特定利用権の設定、農地保有合理化促進事業、農地移動適正化あつせん事業、農協が行う農業経営受託事業等の活用を期待しています。

さらに、この事業において、一定の要件のもとに重要な農作業の受委託が行われて利用の場合でも、農用地の有効利用の一つの方法として認められることとされています。

農用地管理事業を進めるにあたっては、集落内の全員の話し合いのなかで、独りよがりな勝手気ままな排除され、全体的な合意として地域における農用地の有効利用が図られることをねらいとしています。

したがって、最初から市全域というような広い地域を対象とするようなことはさけ、条件の整っている集落から始めて、次第にその範囲を拡げていくことが望ましいのです。



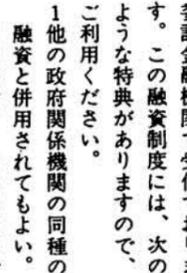
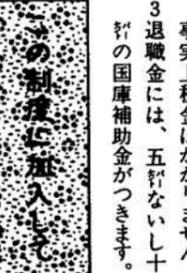
# 建設業退職金共済制度

## ご存じですか

建設業退職金共済制度を「存じますか」。

この制度は、建設現場で働く人たちのために国がつくった制度で、現場作業員がどの現場で働いても、働いた日数分の掛金が全部通算され、建設業の仕事をしなくなったときに退職金が支払われるという、いわば業界ぐるみの退職金ともいえる制度です。そのため、全国の建設業の事業主全員に加入していただくこと

が何よりも先決といえます。この制度に加入できる事業主は、およそ建設業を営む者なら誰でも加入できます。総合・専門・職別・元請・下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また、許可を受けていないといふにかかわらず、いわゆる一人親方(一人親方は、任意組合をつくって集団で加入することになります。)でも、すべて加入できます。この制度の対象となる労働者の範囲は、現場で働く大工・左官・とび・土工等はもちろ



1 事業主が払い込む掛金は、法人の場合は「損金」、個人企業の場合は「必要経費」として全額免税になります。また掛金は、作業員の給与所得にも含まれませんから、所得税の源泉徴収の対象にはなりません。

2 作業員の受ける退職金は、退職所得扱いとなりますが、

事実上税金はかかりません。3 退職金には、五割ないし十割の国庫補助金がつきます。

4 この制度に加入して、事業主は、建設業退職金共済組合に加入し、

委託金融機関で受付けております。この融資制度には、次のような特典がありますので、ご利用ください。

1 他の政府関係機関の同種の融資と併用されてもよい。

2 標準建設費を時価の積算で認めていますので、実質的に高率な融資となります。

加入の申し込みは、各都道府県所在地にある建設業退職金共済組合の支部で受付けています。

この制度に加入していない事業主は、この機会に加入し、この制度を活用して労務対策の確立を図り、企業発展の一助に、また、この制度の適用を未だ受けていない作業員のかたがたは、事業主におたずねください。

くわしいことは、県の労働主管課、労政事務所、または次へお問合せください。

新潟市学校町二番町五二九五 新潟建設会館内 建設業退職金共済組合新潟県支部

# 障害程度の基準

| 一級  |                                                                                         | 二級  |                                                                                         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 一   | 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの                                                                       | 一   | 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの                                                                       |
| 二   | 両耳の聴力損失が九十デシベル以上のもの                                                                     | 二   | 両耳の聴力の損失が八十デシベル以上のもの                                                                    |
| 三   | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの                                                                      | 三   | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの                                                                      |
| 四   | 両上肢のすべての指を欠くもの                                                                          | 四   | 両上肢のすべての指を欠くもの                                                                          |
| 五   | 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの                                                                | 五   | 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの                                                                |
| 六   | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの                                                                      | 六   | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの                                                                      |
| 七   | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの                                                                      | 七   | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの                                                                      |
| 八   | 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの                                            | 八   | 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの                                            |
| 九   | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの | 九   | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| 十   | 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの                                                          | 十   | 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの                                                          |
| 十一  | 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの                              | 十一  | 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの                              |
| 十二  | 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの                                                                       | 十二  | 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの                                                                       |
| 十三  | 両耳の聴力損失が九十デシベル以上のもの                                                                     | 十三  | 両耳の聴力の損失が八十デシベル以上のもの                                                                    |
| 十四  | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの                                                                      | 十四  | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの                                                                      |
| 十五  | 両上肢のすべての指を欠くもの                                                                          | 十五  | 両上肢のすべての指を欠くもの                                                                          |
| 十六  | 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの                                                                | 十六  | 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの                                                                |
| 十七  | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの                                                                      | 十七  | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの                                                                      |
| 十八  | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの                                                                      | 十八  | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの                                                                      |
| 十九  | 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの                                            | 十九  | 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの                                            |
| 二十  | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの | 二十  | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| 二十一 | 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの                                                          | 二十一 | 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの                                                          |
| 二十二 | 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの                              | 二十二 | 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの                              |

## 特別児童扶養手当

### 二ころあたりの方は市民課へ

特別児童扶養手当制度とは、昨年十月、本紙を通じてお知らせした「児童扶養手当制度」と似かよった名称ですが、その目的や趣旨は異なっています。この制度は、精神または身体に重い障害のある二十歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されるもので、支給の対象は、次のとおりです。

支給要件 別表程度の障害児を看護または養育するもの

金額は、扶養親族数により増額されます。

一級 月額二万二千五百円  
二級 月額一万五千円

支給制限 一定額以上の所得があるときは、支給されません。

本年は、受給者百八十五万人、扶養義務者五百九十九万八千五百人となり、二二五番内線二二五番へどうぞ。

## 手当支給額

金額は、扶養親族数により増額されます。

一級 月額二万二千五百円  
二級 月額一万五千円

支給制限 一定額以上の所得があるときは、支給されません。

本年は、受給者百八十五万人、扶養義務者五百九十九万八千五百人となり、二二五番内線二二五番へどうぞ。



## うまい話にご用心

## すぐ底の割れる

全国各地で「ネズミ講」の活動が活発の反面、被害もひんぱん発生しています。

三月三十日、長野地方裁判所は「ネズミ講の入会契約は、公序良俗に反するので民法第九十条により無効である」として、入会金の返還をネズミ講の主宰者に命ずる判決を言い渡しました。

公序良俗(社会秩序や良き社会風俗)に違反する理由としては、

- 必ず限界がきて破たんする。
- 非生産的であり、賭け的な要素がある。
- 勧誘にあたり、詐欺的な誇大宣伝をしている。
- 隣人や親類との信頼関係を破壊したり、マルチ商法の背景となるなど、社会的に悪影響がある。
- 入会金が不当に高額である。

などがあげられており、現在、東京高等裁判所で係争中です。

ところで、いったい「ネズミ講」とはどういうものか、その特徴をあげますと、

- 講(コースなどと呼ぶ場合が多い)に加入すると、一定金額を講の本部や先輩会員に送金するよう指示されます。
- 講に加入すると、最低二名の新規会員の勧誘・加入が義務づけられます。
- 勧誘・加入させた自分の子会員が、さらに孫会員を勧誘・加入させ、これがある段階まで進み、自分の子孫会員が一定数に達すると、講の本部もしくは子孫会員から、自分のところに送金されてきます。
- このように、ネズミ講的に会員が増えるわけですから、理論上、またたく間に日本全国の人口よりも会員が多くなってしまう、講が必然的に破たんしてしまう危険性ははらんでいます。
- この世の中に、うまい話はそうそうあるものではありません。ネズミ講の被害にあわないよう、ネズミ講のしくみを良く理解し、うまい話の正体を見破りましょう。泣く前に良く考える——「ころばぬ先の杖」が大切です。

「マルチ商法にご用心——通産省は、依然被害届けやトラブルの絶えないマルチ企業二十二社名を公表するなど、マルチ商法の監視を強めている」

過日の日刊紙上でこのような記事が載っていました。

このマルチ商法は、ネズミ講に似た方式で、販売員を組織していくという方式で、連鎖販売取引と呼ばれ、商売の経験が乏しい主婦や学生が組織の加盟者となり、特異の成功例の引用などで、困難なもうけ話にまきこまれるというケースが少なくありません。

法律で「マルチ商法」のこのとを「連鎖販売取引」とよんでいます。この取引をする人を「連鎖販売業者」といい、法律では

- 物を販売する事業であって
- 再販売をする人を特定利益が得られるというところで誘い
- その人と特定負担をする
- とを条件とする取引をする人——をいっています。

この取引の例を、簡単に説明しますと

「あなたは私と取引(マネージャーからディレクター)の上のランクに昇格するような取引条件の変更も含まれます)をするには、一万四千円の商品を買い、かつ七千円を上位ランクのBさんに取引引き料として渡す必要があります。」

◆このように取引をするために条件となっている負担を

特定負担といい、商品の購入金額、取引料(名義のいかんを問わず取引に当って支払われる金品)またはこれらの合計が二万円以上であればこれに該当します。この場合は、合計二万一千円ですからこれに該当することになります。

「しかし、入会して他の人を勧誘してくれば、一人当たり七千円のリクルート料をあげますし、この商品は三十%引きですから、希望小売価格二万円が売れば、一個六千円ずつもうかります。」

——とって商品を売るような場合がこれに当たります。したがって、普通の販売マージン以外の利益があつて、二万円以上の出資(商品購入や金銭支払い)が義務づけられているような場合は、対象になると考えていようです。

## うまい話にご用心



このページは市内のグループを紹介し、あなたのまわりのグループをお聞かせ下さい。

### 守門文化研究会

主宰 石田 哲弥  
会員 30数名

—どのようなきっかけでいつ頃から活動を始めたんですか—

昭和四十四年頃、栃尾高校(定時制)で「栃尾の歴史」を調査・研究しているグループがあったんです。私もそれを指導していた関係上、彼等が卒業後も一緒に調査に出たり、また、ディスカッションをしたりしていました。その後、昭和四十六年頃だったと記憶していますが、深滝君や大橋君、多田君等、十数名の市内賛同者も仲間に加わり、また、市内・外からの援助者等もあらわれまして、何とはなしに会のような形になったわけです。

—どのような活動をされているんですか—

実質的に会の活動が軌道に乗ったのは、昭和四十八、九年頃です。個々の調査や創作活動の他に、市内の人、つまり身近な人で優れた研究をされている歴史学者や民俗・風俗学者、文学者等がたくさんいらつしやる。そういうかたがたを発掘して、会のほうにお招きし、いろいろ研究されたお話しをしていただいています。

—今後の課題をお聞かせください—

今までのところ、親睦と調査を兼ねて「戊辰の役めぐり」や「石碑めぐり」等の旅行をしたり、文化講演会を開催してきましたんですが、最近、会員のみなさんが偉くなりましてそれぞれの人が職場で中堅幹部や重要ポストに付くなどしており、なかなか集まれない状況にあるんですよ。



## こんにちは

このページは、市が行う事務を、各課の事務を統轄する課長と市民の対話形式で紹介しします。

### 勤労青少年ホーム館長です

質問者は、市内仲子町 五十嵐良子さんをお願いいたしました。

—〇〇〇〇〇〇〇〇—  
五十嵐 勤労青少年ホームでは、どのようなお仕事をされているんですか。お聞かせください。



館長 市内に働いている勤労青少年の健全な育成と福祉の向上をはかるため、今から七年前の昭和四十五年四月に勤労青少年ホームは開館されました。

## とちおと人物(物語)

87

### 昭和の良寛

#### 吉田太応師

今から千七百年位前、中国に三國時代といわれた時代がありました。魏、蜀、呉という三つの国が争った時代のことでです。

蜀の皇帝を助けて戦った諸葛孔明という人は、軍略家で、政治家で、思想家で、しかも文豪であったといわれ、長い中国の歴史の中でもこれだけ、幾つもの才能を備えた人はいないといわれておりますが、その蜀が亡びた時、桓温という将軍が蜀の都であった成都に入って、一番最初に尋ねたのは、孔明という人は非常に偉い人だったと聞いています。どんな人だったかというところで、その時、百才を過ぎた老人が進み出て、「私は、孔明が政治を行っていた時代に役人をしておりましてのでよく存じておりますが、諸葛丞相(総理大臣)は別段誰と違ったところもございません。あなたの右や左にいます大將方のように偉くもみえませんでした。ただ、丞相が亡くなられてからは、何と



ことはむずかしいのですが、亡くなつてみると、あれだけ僧侶らしい生活に徹した僧侶は、もういないのではないだろうかと思われような僧侶でした。

太応大和尚は、明治十五年九月六日 市内巻瀧 吉田津三郎の四男として生まれました。父は町村制施行以前の戸長(現在の村長格)を務めた家柄でしたが、政治のために家運は傾むき、六男二女の兄弟姉妹

はチリチリにならなければならぬような状態でした。

六番目に生れた六郎(太応の俗名)は、小林惣工門(惣工門茶屋)家にあずけられ、十歳の時に善昌寺にあずけられました。

そして、善昌寺の十七世勝沼大嶺大和尚の弟子となつて十三歳の時に得度されました。中道小学校から新潟中学校に学び、東洋大学に進みましたが、師大嶺和尚の死去により中退して明治三十七年五月善昌寺に入り、北河原の曹源寺で修業した後、明治四十一年に住職となりました。

漢詩や短歌にたんに能く、宗偏流のお茶もたしなみ、大面村雲居寺の吉岡善了師について茶道を学び、風炉、薄茶手前、煎茶薄茶の手引、宗偏流手引などの小冊を印刷して、茶道を教えたりしました。

大正十五年の栃尾郷大水害後、未曾有の災禍からたちあがるために精神高揚が叫ばれた時には、卒先して先頭にたち、大竹末吉氏等と共に日本国民禁酒同盟に参加、栃尾に禁酒運動を展開しました。

また、昭和の始めごろ日曜学校を創設して子供達の道徳教育にあたりましたが、これは、新潟中学校時代の同級生で、加茂市大昌寺の住職となつた西村大申師が朝学校の創始者であつたという影響によるといわれています。

昭和日曜学校といひ、四十名近い生徒達が朝九時から昼頃まで集つて勉強しました。もちろん無料で、全くの無料奉仕でした。

太応師は、県内はもとより本山の布教師として長く布教活動に従事しており、法話が得手で、童話風にアレンジした法話を通じて道徳教育を行いました。大事なことにはフシをつけてリズムカルに教えたため、日曜学校に学んだ人達は今でもその時の言葉をよくおぼえているそうです。

この日曜学校では、栃尾小学校の大井徳次先生が音楽を高林秋風先生が舞踊などを担当しました。大の子供好きで壇家からの戴き物で雑煮やおシルコを作って子供達に振舞い、その子供達を集めて現在のボーイスカウトのような活動もやりました。

自らには厳しく、毎日朝六時には水で身を清めしてから読経するならわしでしたが、生涯他人には大きい声を出したこともなく笑顔もたやさない人で、その円満な人格から、方面委員、司法保護委員、県民生委員などを勤め、昭和三十一年、七十五歳で亡くなりました。

(島田 進)



五十嵐良子 さん

てあり、今年は、七月十六日に中央大会が中野のサンブラザホールで開催され、式典のあと、交歓のつどいに我が栃尾市の「ホームばやし」も出演し、私も同行してまいりました。

楽員は、年来の希望がかなえられ、ひのき舞台で華やかに張り切り、このたびは、曲の中間に「佐渡おけさ」の民謡を入れて郷土色を盛りあげ立派な出来栄でした。

五十嵐 ホームを利用するための手続きや、年令制限などどのようにしておりますか。館長 そうですね。まず、ホームを利用しようというかたは、窓口で「ホーム利用申請書」をもらい、それに記入し裏面に事業主の証明をしてもらって提出していただきますと、「ホーム利用証」が交付され、いつでも利用できます。

次に年令ですが、労働省では勤労青少年を「満十五才から二十才」としており、県下のホームでもこれによつて五十嵐 ホームには、たくさ



勤労青少年ホーム館長 佐藤 秀雄

んの教養講座があります。それらの会費はどのようにしておりますか。館長 料理・華道・茶道等は材料費は各自で負担していただきますが、講師への謝礼や備品などは一切、市費でまかされております。

五十嵐 そうですか。若い女性のかたは、ホームで料理や生け花・お茶等、市費でお習いできるなんて、本当にお幸せですね。

館長 ハイ。働きながらホームで花嫁修業ができるというわけですね。

—質問にはでませんでした。が、男性向きには、スポーツ教室で「空手道」を今年の春から開講しております。

—とにか、これからは若者に魅力あるホームの運営にため、栃尾市の明日をなう若い力を健やかに育成することに職員一同、一丸となつて励んでおります。

また、勤労青少年ホームを働く若者の「いこいと教養と友情の広場」としてご利用いただけるように努力してまいります。

# とちお 広報 おしらせ版

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (02585) 2-2151

## 1977 8,10

### 秋期(九月〜十二月)予防接種

九月から各種予防接種を実施します。日程表(予定)は別表のとおりですが、変更することもありますので、今後発行する「広報とちおお知らせ版」をよくご覧ください。なお、個人通知が届かなくても必ず受けてください。

| 種別         | 月日     | 時間            | 会場   | 対象者      |
|------------|--------|---------------|------|----------|
| 三種混合第一期一回目 | 9月1日   | 午後1:30~午後2:00 | 市民会館 | 別記説明のとおり |
| 三種混合第一期二回目 | 9月27日  |               |      |          |
| ポリオ一回目     | 10月4日  |               |      |          |
| 三種混合第一期三回目 | 10月21日 |               |      |          |
| ポリオ二回目     | 10月28日 |               |      |          |
| 三種混合第二期    | 11月16日 |               |      |          |
| ポリオ(もれ)    | 11月30日 |               |      |          |
| 三種混合(もれ)   | 12月9日  |               |      |          |

⑨9月1日については、予定どおり実施します。

### ◆三種混合ワクチン

これは、ジフテリア、百日せき、破傷風の混合ワクチンです。生後二十四か月から四十八か月までに完了しなければなりません。満二歳時期に三〜八週間の

### ◆国民年金定例相談所

▽とき 八月二十四日 午前八時三十分~午後五時まで  
▽ところ 市役所市民課  
▽相談内容 厚生年金と国民年金の通算、老齢年金・障害年金の手続き、任意加入・付加保険料など年金制度全般。

### お知らせ

### お知らせ

### お知らせ

### ダム工事現場見学について

刈谷田川ダムの建設は順調に進み、現在、約70%の進捗です。このダムは来年(昭和53年)いっぱい本体工事が完成する予定で、昼夜兼行の突貫作業が続いています。最近、工事現場の見学者が大変多く、見学そのものは差し支えありませんが無届で現場に入りますと、作業に支障があるばかりでなく、思わぬ事故も予想され大変危険です。工事現場を見学される場合は、刈谷田川開発事務所(旧栃尾小学校)へ寄って、ヘルメットの貸与を受け、必要な指示を受けてからにしてください。

新潟県・栃尾市

### ご利用ください

### 老人居室整備資金貸付制度

市では、満六十歳以上の老人と同居されているかたで、老人専用居室の増・改築に必要な資金を希望されるかたに対し、次の貸付条件で資金をお貸しします。希望者は、市福祉事務所へお申し込みください。(なお、この資金は、年金積立金還元融資によるものです。)

●貸付対象者  
●市内に住所を有し、満六十歳以上の親族である老人と同居し、かつ、老人の専用居室を必要としながら自力で整備を行うことが困難な人。  
●貸付対象経費  
●貸付けを受けることのできる人が所有(本人の直系尊族、卑族または配偶者が所有する場合も含む)し、かつ、居住する住宅について、老人の専用居室として増・改築するための経費であること。

### 技能士になりたい方へ

1・2級技能士訓練課程 通信講座受講のすすめ  
この講座は、生産現場で働くかたに、技能の裏付けとなる専門知識を与え、能力の向上を図るための職業訓練法に基づく一級・二級技能士訓練課程の通信講座です。  
◇募集職種  
一級 機械加工 工科、仕上げ科、機械製図科、機械検査科、時計修理科、鋳鉄鋳物科、板金科、建築科、家具木工科、広告美術科、オフセット印刷科など二十九職種

### 「栃尾の農業を考える」 論文募集締切り迫る!!

第三回栃尾市農業祭を記念した論文の募集締切りが迫りました。応募は八月二十日までに。明るい豊かな栃尾市の農村を築くためあなたの提言をお待ちしています。

### 市展開催要領

市展の開催要領が次のとおり決まりました。作品の準備を早目してください。  
期日 十一月二十日から二十三日まで。  
会場 市民会館  
出展資格 市内居住者及び市内に勤務している者(中学生以下を除く)  
出展規定 公募展入選を除き、一部門二点以内。  
日本画 最高五十号。  
洋画 油彩、水彩、パステル。最高五十号。額縁または仮縁付。  
書道 小画仙全紙以内。仮巻以上。額縁付が望ましい。  
写真 四ツ切以上全倍以下。額またはパネル付。組写真は、全倍以下の同一のパネル、額内に。

### レントゲン間接撮影

| 月日       | 時間                                           | 会場                           |
|----------|----------------------------------------------|------------------------------|
| 8月18日(木) | 午後1:30~3:00                                  | 大野町大崎衛方前                     |
| 8月19日(金) | 午前9:30~11:30<br>午後1:00~3:00                  | 市役所前                         |
| 8月20日(土) | 午前9:30~11:00                                 | 市役所前                         |
| 8月22日(月) | 午前9:30~10:15<br>" 10:45~11:30<br>午後1:00~3:00 | 東が丘保育所前<br>善昌寺前              |
| 8月23日(火) | 午前9:30~11:30<br>午後1:00~3:00                  | 織物組合前                        |
| 8月24日(水) | 午前9:30~11:30<br>午後1:00~3:00                  | 栃尾南小学校前                      |
| 8月25日(木) | 午前9:30~11:30<br>午後1:00~3:00                  | 平橋附近                         |
| 8月26日(金) | 午前9:30~11:30<br>午後1:00~1:45<br>" 2:15~3:00   | 中野保小学校前<br>新山バス停前<br>繁窪山本木工前 |
| 8月29日(月) | 午前9:30~10:00<br>" 10:30~11:45<br>午後1:00~3:00 | 田の口公民館前<br>西谷開発センター前         |
| 8月30日(火) | 午前9:30~10:45<br>" 11:15~11:45<br>午後1:15~2:30 | 西谷小学校前<br>森上宮田商店前<br>半蔵金小学校前 |
| 8月31日(水) | 午前10:00~11:30<br>午後1:00~2:00                 | 一之貝小学校前                      |

### ◆ポリオ(小児まひ)

生後三か月から四十八か月の間に六週間以上の間隔で二回受けてください。

### ◆インフルエンザ

満三歳以上の希望者が対象となります。一週間から四週間の間隔で二回受けてください。日程表は、後日「お知らせ版」に掲載しますので、ごらんください。

### 税務相談日

長岡税務相談室  
▽とき 八月二十四日 午前十時から 午後三時まで  
▽ところ 市役所市民相談室  
▽相談内容 所得税や贈与税などの税務全般に対する相談・苦情など、なんでも相談に応じます。

発生件数 5件(前年同月9)  
死者 0人 傷者 5人  
傷別 酒よい運転1  
とび出し2 安全運転義務違反2  
交通事故発生状況  
昭和52年6月現在

行政相談日  
▽とき 八月二十四日 午前十時から 午後三時まで  
▽ところ 市役所市民相談室  
なんでも気軽に相談ください。

### 今月の税金

▷市・県民税  
▷国民健康保険税  
▷国民年金納期 8月31日

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (02585) 2-2151

### 三種混合ワクチン

| 種類   | 月日    | 時間    | 対象者                 | 会場   |
|------|-------|-------|---------------------|------|
| 第1期目 | 9月1日  | 午後1時半 | 50・4・1              | 市民会館 |
| 第2期目 | 9月27日 | 午後2時  | 50・8・31<br>までに生れた人。 |      |

### 乳幼児検診

6か月児検診/茶碗・スプーン・筆記用具を持参ください。  
3歳児検診/尿検査を実施いたします。  
〈注意〉 必ず母子手帳を持参ください。

| 検診別     | 月日    | 時間      | 対象者      | 会場    |
|---------|-------|---------|----------|-------|
| 6か月児検診  | 9月13日 | 午後1時集合  | 52年4月生れ  | 市役所別館 |
| 3歳児検診   | 9月14日 | 午後0時半集合 | 49年4月生れ  |       |
| 3か月児検診  | 9月21日 | 午後1時集合  | 52年6月生れ  |       |
| 10か月児相談 | 9月26日 | 午後1時集合  | 51年11月生れ |       |
| 1歳半検診   | 9月29日 | 午後1時集合  | 51年3月生れ  |       |

### 栄養指導車巡回予定

| 巡回月日      | 会場          | 時間        | 参集範囲     |
|-----------|-------------|-----------|----------|
| 9月6日 (火)  | 栃 堀 公民館前    | 午前10時～11時 | 栃 堀      |
|           | 大川戸 公民館前    | 午後1時半～2時半 | 大川戸      |
| 9月7日 (水)  | 半蔵金 農協前     | 午前10時～11時 | 半蔵金      |
|           | 繁窪 公民館前     | 午後1時半～2時半 | 繁窪       |
| 9月8日 (木)  | 中野保 保育所前    | 午前10時～11時 | 西野保、中野保  |
|           | 大町 小町屋宅脇小路  | 午後1時半～2時半 | 大町、表町    |
| 9月13日 (火) | 本町 中央公民館脇   | 午前10時～11時 | 谷内1丁目、本町 |
|           | 仲子町 巻保さん駐車場 | 午後1時半～2時半 | 仲子町      |

●申し込み書(市産業課にあり)により、九月一日から三十日までに応募手数料一点につき五百円を添えて申し込みください。  
●長岡労働事務所(〒940長岡市四郎丸沖田) 応募種目  
●日本画、洋画、彫塑、工芸、書道、写真の六種目です。  
●詳細は、長岡労働事務所か市産業課へ。

### 選挙人名簿を縦覧

選挙人名簿の縦覧を、九月十一日から十五日までの毎日午前八時三十分から午後五時までは、市選挙管理委員会事務局で行います。

### 郷里を離れている学生選挙権はありません

郷里を離れて勉学のため寮や下宿等で生活されている学生さんで、その寮や下宿先が栃尾市の家族と近接するところにある、休暇以外でもしばしば掃毛する必要があるなどの特別の事情のある人以外、学生さんの住所は、その寮や下宿先にあるものと考えられます。

### 郷里を離れている学生選挙権はありません

昭和三十三年九月二日以前に生れた人。  
二他市町村から栃尾市に転入し、三か月を経過した人。  
今年六月一日以前に転入届を出した人。

### 県勤労者美術展

第二十七回新潟県勤労者美術展が、昭和五十二年十月二十日から二十三日までの四日間、新潟県美術博物館(県民会館内)で開催されます。

### 行政書士試験実施

昭和52年度行政書士試験を実施いたします。受験希望者は、下記の要領で申し込みください。  
▷試験日時/昭和52年10月2日(日) 午前9時から実施  
▷会場/新潟県建設会館(新潟市)  
▷願書受付及び締切り/昭和52年8月22日から9月10日まで。  
▷願書の提出先/新潟県総務部地方課行政書士試験係(新潟市学校町通1番町)  
※願書の請求や受験についてのお問い合わせは、県総務部地方課へ。

### 「県民手帳」予約受付中

新潟県統計協会では、「1978年版県民手帳」の予約申し込みを行っています。購入希望者は、下記の要領により申し込みください。  
▷頒布価格/1冊 250円  
▷申し込み期限/昭和52年9月10日  
▷発行時期/本年11月中旬  
▷申し込み先/栃尾市役所企画調査課統計係(☎2局2151番内線333番)へお申し込みください。

### 9月の作業停電

次の地域を作業停電します。  
▶9月5日・午前9時～午後4時まで。人面の一部、文納の全部  
▶9月9日・午前9時～午後4時まで。塩新町の一部、平中野保の全部  
▶9月16日・午前9時～午後4時まで。大川戸の一部、赤谷・菅畑・栃堀・小向の全部  
▶9月26日・午前9時～午後4時まで。半蔵金の一部、田代の全部  
▶9月30日・午前9時～午後4時まで。山田町の一部、土ヶ谷・小貫の全部  
※お問い合わせは、東北電力(株)栃尾営業所へ。(☎2局3017番)

### 「つり」愛好者のみなさんへ

最近のつりブームを反映して、市内だけでなく破開川や只見川水系に釣り出かける人が多くなっていますが、中には悪質なつり人もいます。魚沼漁協では、水産資源の確保のため、ルールを守ってほしいと呼びかけています。

### 中退金制度の活用を

中小企業の事業主のみなさんへ、国の退職金制度(中小企業退職金共済制度)の活用をおすすめします。  
近年、退職金制度は、多くの中小企業に普及をみています。しかし、退職金制度があっても、退職金の支払いに充てるべき資金が確実に準備されていない事例が多く、中小企業に働く多くの従業員にとって、老後の安定が確実に保証される退職金制度の確立が望まれています。  
中小企業退職金共済制度は国の援助で大企業なみの魅力

### 海上保安大学校 海上保安学校 学生を募集します

ある退職金が確実に支給できるという趣旨で作られた国から補助金のでている唯一の退職金制度です。この制度には、次の特色があります。  
●月々わずかな掛金で将来多額の退職金を確実に支給することができま。

### 献血

9月8日(木) 午前10時～午後3時 市役所市民ホール

実施します。  
受験手数料 無料。  
身分及び給与  
●入校と同時に国家公務員としての身分を受け、在学中に俸給月額約七万二千円程度が支給されます。  
●詳細は、第九管区海上保安本部総務部人事課(〒950新潟市方代二丁目二番一)まで六十四切手をはった返信用封筒を同封のうえ、お問い合わせください。